

桐生の企業を応援します!

制度融資を御利用ください



市では、産業振興施策の一環として中小企業や勤労者向けに、小口資金、特別小口資金、経営安定資金、設備資金、季節資金、中心市街地空き店舗活用支援資金、勤労者住宅資金、勤労者生活資金など様々な制度融資を行っています。保証料の補助も行っています。

申し込み＝市内及びみどり市大間々町などの制度融資取扱金融機関へ申し込んでください。※なお、横浜銀行では中小企業向けの制度融資のみを、労働金庫は勤労者向けの制度融資のみを扱っています。また、農業協同組合とゆうちょ銀行では取り扱いがありません。

詳しいことは、取扱金融機関に有る「制度融資のご案内」を御覧いただくか、産業政策課商業・金融係（☎内線583）へお問い合わせください。

「桐生市製造業ガイド」掲載企業を募集します

市内で製造業を営む企業を市内外に情報発信するため、市ホームページに「桐生市製造業ガイド」を掲載しています。

企業別のページを作成し、企業名や業種や加工分野から検索できます。また、所有する自社ホームページへ、一定の基準の範囲内でリンクを掲載できます。

対象＝市内に事業所を置き製造業を営む企業とその関連業種

申し込み＝所定の申請用紙に必要な事項を記入の上、直接市役所3階の産業政策課に提出してください。

申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線584）へ。

新規取引先開拓を支援します

補助を受けられるのは、市内に主要な事業所を置く製造業を営む中小企業者及び小規模企業者で、市税を滞納していない企業です。

申し込み＝申請用紙に必要な事項を記入の上、対象となる展示会や認証の申込みの写しと概要資料を添えて、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。受け付けは先着順とし、予算額に達し次第終了します。

○展示会等出展補助

対象展示会＝県外展示会（一般公開でないもの、販売を主目的とするもの、国や県などから出展補助を受けている場合は対象外）

補助額＝国内展示会の場合は、従業員6人未満の企業が出展小間料の3分の2（上限額20万円）で、従業員6人以上の企業が出展小間料の2分の1（上限額15万円）です。海外展示会の場合は、出展小間料の3分の2（上限額20万円）です。

○国際認証等取得補助

対象認証＝ISO9001、ISO14001、エコアクション21（国や県などから取得補助を受けている場合や平成29年度内に認証を取得できない場合は対象外）

補助額＝審査登録費用の3分の1（上限額30万円）

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線584）へ。

海外販路開拓を支援します

○台北テキスタイルフェア（TITAS^{ティタス}2017）

台北市で開催される、繊維産業の繊維原料、糸、生地、副資材及び関連サービスを対象とした国際見本市「台北テキスタイルフェア」に、昨年引き続き桐生市ブースを設置します。



昨年のTITASの様子

○東京インターナショナル・ギフト・ショー

パーソナルギフトや生活雑貨を出品対象とし、多数の海外バイヤーが集結する国内最大級の国際見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」に桐生市ブースを設置します。

いずれの事業も、事業内容が決定次第、出展者の公募を行います。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線584）へ。

中小企業人材養成事業 研修費用を助成します



中小企業の経営者や従業員が受講する研修の費用を一部助成します。
対象＝認定研修機関が実施する研修や通信教育で、中小企業の経営者や従業員が受講するもの。※研修期間が今年度中に終了するものに限りません。

助成額＝受講料又は講師謝礼（消費税を除く）の50パーセントで、1事業所につき年間5万円まで。

申し込み＝事前に産業政策課へ連絡の上、申請用紙に必要事項を記入し研修開始の10日前までに、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課工業労政係（☎内線564）へ。

新技術・新製品開発を 補助します

新技術や新製品の開発に取り組む中小企業者に対して開発費の一部を補助します。

なお、開発要素がないものや、量産用設備の導入を目的としたものは対象外です。

対象＝市内に主たる事業所を有する中小企業者

補助額＝上限額80万円※企業が20万円以上負担する必要があります。

申し込み＝5月12日（金）までに、申請用紙に必要事項を記入の上、直接市役所3階の産業政策課に提出してください。申請用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。

採択件数＝申請内容について、現地調査を含めた審査を行い、5件程度の採択を予定しています。

問い合わせは、産業政策課工業労政係（☎内線565）へ。

桐生市空き店舗活用型 新店舗開設・創業促進事業補助金を御利用ください

中心市街地などの空き店舗を改修し出店する人に、改修工事費の一部を補助します。

■補助金額

- ① 中心市街地内（本町一丁目～六丁目、錦町、末広町など）に新店舗開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大100万円
- ② ①の区域外に新店舗開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大50万円
- ③ ①の区域内に事業所開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大20万円

※このほかに市ホームページに掲載されている空き店舗に出店した場合は、空き店舗情報登録加算として10万円、市外からの転入者については、さらに10万円の加算を受けられる場合があります。ただし、加算分を含めた補助金の額は補助対象工事費の額を限度とします。

■対象要件

空き店舗に出店し、次の要件を満たすこと。

- ・個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に法人登記をおくもの
- ・1階において主たる営業を行うこと
- ・原則として週5日以上営業すること

- ・夜間営業のみでないこと
- ・市内既存店舗からの移転でないこと
- ・開業後、3年以上継続的に経営を行うこと
- ・商工会議所などの経営指導を受けること
- ・①は、出店地域の商店街団体に加入すること
- ・国、県及び市の他の補助金制度の対象でないこと
- ・平成30年3月末までに開業できるもの
- ・市税を滞納していないこと

■対象経費

店舗の改修に支払った工事費（市内業者に発注したものに限る）です。工事費とは、内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調工事、電気工事などの費用で、備品の購入は対象外です。

■対象業種

①及び②は、小売業、飲食店又はサービス業などで、③は、事務所、事業所などです。

■申込方法

改修工事を行う前に、市役所3階の産業政策課に必要書類を添えて申し込んでください。申込用紙は産業政策課及び市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課商業・金融係（☎内線583）へ。